

---

○議長（土屋清武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

---

◇ 伴 高 志 君

○議長（土屋清武君） 一般質問を続けます。

通告順位2番、伴高志君。

（1番 伴 高志君 登壇）

○1番（伴 高志君） それでは、通告に従いまして壇上より一般質問を行います。

私の質問は、前回6月の一般質問で行いましたごみ処理場の共同化についてであります。質問の内容が重ならないように行っていきたくと思いますが、やはりこの共同化については、しっかりと議論を尽くして納得がいくまでは・・・、これには賛成できないという立場で私は質問を行っていきたくと思います。

ごみ処理場の共同化について。1市2町の共同化から離脱せよ。

①1市3町の共同化から西伊豆町が離脱したが、松崎町も西伊豆町と同一歩調をとらないのはなぜか。

②1市2町の変則共同化は地元要望よりも国の財政誘導が先行していたのではないか。

③1市2町共同化の計画では最終処分場は各市町で設置する方式だというのが、そうになってしまうと市町ごとで焼却施設を設置することと大差ないようなことにはならないでしょうか。

以上の3点をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

（町長 齋藤文彦君 登壇）

○町長（齋藤文彦君） 伴高志議員の一般質問にお答えします。

1. ごみ処理場の共同化について。①「1市3町の共同化から西伊豆町が離脱したが松崎町も西伊豆町と同一歩調をとらないのはなぜか」についてです。

近隣市町においてもごみ焼却施設の老朽化が進み、維持管理費や改修費が増加し、財政的にも大きな負担となることが懸念されております。このような状況下において広域化が検討されているところでございます。広域化のメリットとしては建設費、運転費及び施設維持管理費の軽減、長時間運転によるダイオキシン発生の抑制、余熱の有効活用などが挙げられます。

今後の施設整備運営にかかる財政負担等を考えますと、なるべく大きな枠組みの中で、広域的な検討をしていくことが最善の策であるとの見地から1市2町での広域化に向け検討してい

るところでございます。

②「1市2町の変則共同化は地元要望よりも国の財政誘導ではないか」についてです。

今回の広域化につきましては、平成26年に立ち上げられた勉強会のなかで具現化が図られたもので国の財政誘導によるものではございません。

なお、施設整備においては国の交付金を受けることとなりますが、それに伴い今年度において構成市町のごみ処理の現状把握と目標値の設定、処理施設の整備等に関する計画を策定中でございます。

③「1市2町共同化の計画では最終処分場は各市町で設置する方式だというが、そうなれば市町ごとで焼却施設を建設することと大差ないのではないか」についてです。

現在1市2町では地元で確保している最終処分場が満杯のためおのおの県外に最終処分場を確保しています。

松崎町では混合灰については三重県伊賀市へ、焼却灰については埼玉県寄居町に運搬処理しております。下田市、南伊豆町においては群馬県草津市に処分場を確保しております。今後においても地元でこれを確保することは困難なことから、現時点では広域化が図られた後も現行の最終処分場を継承していくことで方向性が定められているところでございます。

以上です。

○1番（伴 高志君） 一問一答でお願いします。

○議長（土屋清武君） 許可します。

○1番（伴 高志君） 町長の答弁がありましたが、この広域化ということは、やはり答弁を・・・、お話を聞く限りですと、その経費の削減、なるべく大きな範囲で、広範囲で抑えていくということだと思います。

しかし、私に先立って藤井議員の質問の中にも既に出てきましたが、この枠組みで最も急がれているのは、下田市、南伊豆町、ここに松崎町が合せていくということがあると思うんですけども、果たして本当にこの松崎町そしてお隣の西伊豆町はまずこの老朽化というところで進んでいるのか。36年までの地区との締結がありますけれども、それ以降ということもまず考えられないか。その点について答弁をお願いします。

○生活環境課長（馬場順三君） 先ほど藤井議員の質問に対して町長からもございましたように、松崎町の焼却施設というのは18年経過しております。焼却施設の耐用年数というのは一般的に20年というふうに言われておりますので、現時点で次の候補地というのを探さなければならぬ時期にきているということが言えると思います。そういった中で、今回の1市2町における

広域化が検討されているところでございます。

○1番(伴 高志君) 今の課長の答弁というのは、焼却施設の変更が・・・、老朽化が20年と・・・、その根拠はなんですか。

○生活環境課長(馬場順三君) 耐用年数が20年と言われているということでございます。焼却施設の耐用年数。

○1番(伴 高志君) では、いまこの老朽化既に行っている下田市とか、南伊豆町というのは、これはもう・・・、どういうふうにするんですかね。

○生活環境課長(馬場順三君) 修繕等により延命が図られているというような理解でよろしいかと思います。

○1番(伴 高志君) それぞれの処理能力や老朽化の度合いによってその修繕費は変わってくると思うんですけども、松崎町の場合は、まだ18年ですよ。これでやっぱりまだこれからも使っていけるということを考えると、この広域化に必ずしも合わせなくてもいいということも出てくるんじゃないでしょうか。

○生活環境課長(馬場順三君) 現行のクリーンピア松崎につきましては、地元雲見区との覚書によりまして平成36年3月31日まで操業期間が延長されているところでございます。従いまして、その36年3月末までのあいだに次の方向性というのを定めなければならないわけがございますけれども、そういった中で、今回の1市2町の広域化というのが検討されているところでございます。

○1番(伴 高志君) 今後その・・・松崎町の方で期間を延長するということは考えないですか。

○生活環境課長(馬場順三君) 地元区の協議の結果、36年3月末までの延長期間になっているところでございまして、これが最終的な延長期間というふうに理解をしているところでございます。

○1番(伴 高志君) もっとそこは議論の余地があると思うんですけども、まず、やっぱりそういうような答弁を伺いますと、どうしても広域化を優先してやっぱり松崎町と住民の生活にとってどうなのかというところが二の次になっているんじゃないかなという感じ、印象を受けるんですけども、まずその点について、まだ松崎町が単独でこれからもやっていけるという余地についてもう少し検討していただけたらということをお述べたいと思います。

そして、こういうところでやはり28年の9月でしたか、もともと1市3町で共同化が始まっていたのが、西伊豆町が抜けてしまったということなんですけれども、そういうところでは、松崎町も共同化から抜けるということも選択肢としては考えてもいいんじゃないかと思います。

が、いかがでしょうか。

○生活環境課長（馬場順三君） 今回、広域化した場合にどのくらいの経費の軽減が見込まれるかにつきましては、現在基本構想ですとか、地域計画を策定している中で具体的なその概算事業費等が出てきませんとはっきりしたことは申せませんが、ただ、言えることは、単独で行うよりは広域化で行う方が経済的だとか、あるいは効率化の面から考えてみてもメリットがあるということで、現在の1市2町における広域化が検討されているところでございます。

それから、途中で抜ける意思はないかというご質問でございますけれども、これは6月定例会の時にも同じようなご質問をいただいております、町長の方からは、そういった選択肢はないということでご回答申し上げているところでございます。

○1番（伴 高志君） そうですね。ですから、単独は経費がかかると・・・、広域化した方がいいということは当然あると思います。それを承知の上なんですけれども、やはり経費・・・、一番かからないとしたら、やはりこれは松崎町単独ということにはなってしまうんですけれども、このまま単独で続けるということもあるんじゃないでしょうか。

そして、広域化というところでは、やはり交流も多い西伊豆町との関係ということを考えていくということも視野に入れていくということは今後も考えていくことはできないでしょうか。

○町長（齋藤文彦君） 松崎町の方針として、雲見との契約で36年3月31日まで覚書で延長されたわけですが、こういうことがありまして、それで、それまでには雲見の方で出て行ってくれと言われているわけで、それで、広域で進めているわけですね。松崎町の方針として。

そして、12月に西伊豆町を含めた1市3町で勉強会を立ち上げて、問題を検討しているわけですが、その28年8月下旬に西伊豆町が抜けたわけですが、まだなぜ抜けたかわからないわけですが、西伊豆町の焼却施設も19年を経過しており、19年経過してこれからかなりいろいろ故障等が起きてくるのではないかなと考えられます。

やっぱり広域でやるのが松崎町の方針だと思ってこれを進めていますので、松崎町の方針として、これでいきたいなと思っているところでございます。

○1番（伴 高志君） それでは、もし・・・、これは仮の話ですが、1市2町の共同化の場合と松崎町単独の場合ですと、これは国の補助率には違いはないでしょうか。

○生活環境課長（馬場順三君） 現在、国の方の補助としましては、交付金制度がございまして、

対象事業費の3分の1が交付されるという制度がございます。これは単独でも広域化でも補助率については変更はございません。

○1番（伴 高志君） それでは・・・、そうですね。住民の了解が本当に大前提のことなんですけれども、例えば、10数年前に道部の上の用地を町が取得したということがあったようなんですけれども、そこは現在はどうなっていますでしょうか。そこに焼却施設を造るということで・・・、地元の反対で実現しなかったということがあるようなんですけれども、現在は空き地になっているということでしょうか。

○議長（土屋清武君） 通告外になってしまいますが、どうですか、町長。

○生活環境課長（馬場順三君） 道部の町有地につきましては、現時点では焼却センターうんぬんという話は全く計画には出ておりません。

○1番（伴 高志君） これは単独でやった場合ということの想定の中で、かつての10数年前のお話でそういう町有地があるということでしたので、やっぱりこういう処理場という非常に神経を使う迷惑施設で大変なことだと思いますので、広域化ということにあたっては本当に・・・、これから計画段階ですけれども、地元の理解ですとか、住民の理解を獲得していくということは非常に大変なことだと思います。そういう中で、ひとつやはり松崎町がこの1市2町から抜けるということも選択肢としてあるのではないかとということを引き続き質問させていただきたいと思います。

それでは、関連質問の部分です。1市2町の・・・、③ですけれども、最終処分場については、これは各市町で設置するというよりは、答弁をいただいた中では、もう既に県外に移しているということになりますので、そうすると、やはり共同化した場合に、今度は松崎町のごみ施設も、それから処分場、灰の運搬、そういった業務を全部委託していくということになると思いますけれども・・・、そういうことになると、やはり町の仕事、やはり町民サービスという点では、業者に委託した場合というのは・・・、サービスが低下・・・、やっぱり営利目的でやるわけですから、そういうところの低下というのは考えられるんじゃないでしょうか。答弁をお願いします。

○生活環境課長（馬場順三君） この最終処分場につきましては、1市2町ともそれぞれ自前で持っている最終処分場というのは既に満杯になっておりまして、県外の処理施設の方へ運搬して処理をしています。

これは、そういう処理業者がございまして、そこに委託をしているわけでございますけれども、現在も委託しておりまして、広域化についても委託をしていくということで特に変更は予

定しておりません。

○1番(伴 高志君) ちなみにこの委託で、その県外の場所の名前も出てきましたけれども、ここの・・・、三重県ですとか、埼玉県ですとか、ここの能力というか、あと何年で満杯になるとか、やっぱりそういうこともあると思うんですけれど、それはわかっている範囲で教えてください。

○生活環境課長(馬場順三君) 先ほど町長が回答申し上げましたが、混合灰につきましては、三重県の伊賀市の方に運搬処理しております。

それから、焼却灰、これは再利用できる灰でございますけれども、これは埼玉県寄居町の方に運搬処理しております、この焼却灰につきましては人工砂、いわゆる路盤工、道路の路盤工なんかを使うものですが、そういったものに再利用して活用されているところでございます。

両施設につきましては、現在のところまだいつまでというような期間については示されておりませんが、当分の間についてはここで受け入れをしていくということでございます。

○1番(伴 高志君) そうですね。やっぱり他県の話だから、そこに全く関与しないで、知らないでは・・・、言い訳ではなくてやっぱり・・・処分したごみとか、それがどういうふうになって、そこが環境的に違法性がないかどうか・・・、そこまでのことはないとはいえませんが、そういうことがないようにお願いしていきたいと思っております。

それから、住民サービスというところで、もう一回戻りますけれども、現在は週に2回、それで夏場は週に3回という回収で・・・、それから持ち込みのごみも処理ができるということになっていると思うんですけれども、例えば、粗大ごみ、こういったものの回収は結構・・・、自分で行うのも大変ですが、そういうことについてのサービスが低下するということは考えられないですかね。もうやっぱり町の中ですごく分別だとか、そういったことにはいつも気を使ってやっていると思えますし、すごくそういうところでの経費が・・・、経費という言い方はあまりよくないですが、みんなで町をきれいにしましょうというのが・・・、民間の業者に変わってしまうような部分があったらすごくやっぱり・・・、営利目的でやっているわけですから、できないところというのはどんどん出てくると思うんですよね。いかがでしょうか。その・・・、まだそこまで議論が進んでないと思うんですけれども、例えば粗大ごみに対する費用だとか、そういうところはもっとコストが上がっていくというか、一つ細かいことですが、答弁をお願いします。

○生活環境課長(馬場順三君) 広域化されたのちも現在の収集態勢というのは維持をしていく

ことで考えておりますので、地域住民の方につきましては、従来どおり同じ曜日に同じ場所へ出せばよいというようなご理解でよろしいかと思えます。

それに伴って経費がうんぬんということについては、特に変更することはないということでございます。

○1番（伴 高志君） それでは、回収料金ですとか、そういったものも変更がないということ間違いはないですか。

○生活環境課長（馬場順三君） 詳細につきましては、今後1市2町の中で煮詰めていくこととなりますけれども、現行の中では今の態勢をそのまま維持していくことで検討されているところでございます。

○1番（伴 高志君） この1市2町がやはり・・・、私の質問の・・・趣旨というか、国の財政誘導がまずあって、住民本位のサービス置き去りにされているような・・・、そういうことがあってはならないという・・・、それがやはり質問の趣旨でありますので、そこを広域化で・・・、人口が減って・・・、それで処理場の規模も考えていくということにはなってくるんですけども、そういう中で、自分たちでやれるところはやっていく、そして・・・、そうですね。町がやれるところは引き続きやっていくと・・・、この点について・・・、民間に全て委託してしまった場合には、町の仕事としても減ってしまうということにはならないですかね。

○生活環境課長（馬場順三君） 先ほど伴議員の方からございました財政誘導というのはちょっと意味がよく理解できないところでございますけれども、一応、今回につきましては、交付金という制度がございまして、対象事業費の3分の1が国の方から交付金として支給されますので、それを使って施設を整備していこうという計画でございます。

それから、広域化の後のどのように運営するかにつきましては、まだ現在協議中でございますので、最終的な方向性がまだ出ておりませんので、現時点では、お答えは控えさせていただきますと思います。

○1番（伴 高志君） 課長の答弁ですと・・・、そうですね。今の私の質問に答えていただけたかちょっと疑問なんですけれども、町の仕事をやっぱり・・・、減らしてはならないと・・・、やはり私の場合は・・・、そうですね。お金をかけるところはかけていいと・・・、例えば、人件費にお金がかかるというのは、これはいいことですし、仕事にお金がかかるという・・・、これはいいことだと思います。そこをちゃんと役場が管理して、そして、しっかりと計画を立てて・・・、これは、一般的な話になってしまいますけれども、そういうところの・・・、やはり町の活性化というか、それを衰えさせてはいけないという部分で私は・・・、これは処理場の問題からちょ

っと外れた部分ですけれども・・・、この広域化によって町のそういった職員、町に関わる人たちの仕事が少なくなってしまうのではないかということについて、もう一度答弁をお願いします。

○生活環境課長（馬場順三君） 先ほど申しましたように、広域化の後の運営方法につきましては、まだ現在決まっておられませんけれども、伴議員にご指摘いただいたようなことを含めまして、運営方法につきましては今後検討させていただきたいと考えております。

○議長（土屋清武君） 伴君、質問はわかりやすく、要領よくやってください。

○1番（伴 高志君） 私は、この1市2町の共同化が必ずしも適切ではないということを訴えながら、松崎町ががんばっていけるところ・・・、松崎町の施設は36年3月いっぱいまで使えると・・・、そのあとはもう出て行って欲しいということが現時点では決まっています。そこをやはり共同化のメリットをもう少し・・・、説明を納得いく形で出させていただきたいということで、質問を終わりにしたいと思います。

○町長（齋藤文彦君） 焼却場を町単独でなんていうのは、松崎の財政力を考えると到底できないわけで、下田市だって南伊豆町だってそうだと思います。

それで、西伊豆町も含めて1市3町でスタートしたわけで、それで、西伊豆町が抜けたわけですけれども、いま、1市2町で焼却場建設のためにいま一生懸命やっているわけですよ。町の方針として。

これは変わらないわけで、それを進めていくしかないと思っています。また次回にこのような質問をされたらうまくないと思うわけです。

松崎の方針として、これを進めていきたいなと思っているわけでございます。

（伴議員「質問を終わります」と呼ぶ）

○議長（土屋清武君） 以上で伴高志君の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

（午前11時30分）

---